

シンポジウム開催などに対し特段のご配慮をお願いする。

また、平成19年4月に再オープンした国立ハンセン病資料館（東京都東村山市）を、①普及啓発の拠点、②情報の拠点、③交流の拠点として運営し、平成19年度は約2万1千人が来館しているが、より一層の活用を図るため、各都道府県においても、ハンセン病資料館について広く周知のうえ、医療従事者や教育関係者等の研修等、より積極的な活用が図られるよう、特段の御協力をお願いする。

（3）ハンセン病問題の解決の促進に関する施策について

ア. 平成21年度から新たに、補償法の公布・施行の日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、厚生労働省主催による追悼、慰霊及び名誉回復の行事等を行うこととした。

なお、行事については、統一交渉団と協議の上決定し、詳細な内容については追って連絡するのでご協力をお願いする。

イ. 促進法で新たに定められた国及び地方公共団体の①ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図る責務、②医療体制の整備、③相談及び情報の提供等に関して、各都道府県の施策展開を支援するため、『ハンセン病対策促進会議（仮称）』（以下、促進会議という。）を設置する予定としている。促進会議は、国立ハンセン病療養所の所在自治体等を中心としてブロック毎に設置することを予定し、ハンセン病患者であった者等の社会復帰支援などに関する、より先駆的な取組等の事例検討を行うこと、情報の共有化及び連携の強化を図ることを目的とする。同時に、国においても、各ブロックの先駆的な取組について積極的な情報提供及び意見交換を行い、ハンセン病に関する様々な問題の解決を図る予定であり、各都道府県におかれては、積極的な情報交換が図られるよう、特段のご協力をお願いする。

4. リウマチ・アレルギー対策

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のリウマチ・アレルギー疾患を有する患者は、国民の約30%にのぼると言われており、放置できない重要な問題となっていることから、平成17年10月の「リウマチ対策の方向性等」及び「アレルギー対策の方向性等」に基づき、リウマチ・アレルギー対策を総合的・体系的に推進しているところである。各都道府県等においては、本方向性等を踏まえ、今後のリウマチ・アレルギー対策を推進されるよう取組みをお願いする。

（1）リウマチ・アレルギー相談員養成研修会について

本事業については、各都道府県等の保健関係職員（保健師等）、福祉関係職員（保育士等）を対象に、リウマチ・アレルギー疾患についての必要な知識を修得させ、地域における相談体制を整備することを目的として、平成13年度より実施しているところであ

る。平成21年度においても本研修会を引き続き実施するため、各都道府県等にあつては、研修会への職員の派遣について特段のご配慮をお願いするとともに、当研修会の成果を活用する等により、地域の実情に応じた各種普及啓発事業の積極的な展開をお願いする。

(2) リウマチ・アレルギー疾患に関する正しい情報の普及について

リウマチ・アレルギー疾患については、病因・病態が未だ不明で根治療法がない状況下において、民間療法も含め情報が氾濫していることから、正しい情報の普及を強化することを目的として、各種ガイドラインを随時、厚生労働省ホームページに掲載する等の情報提供に加え、平成19年度よりアレルギー相談センターを設置し、アレルギー疾患患者及びその家族等に対する相談事業を開始したところであるので、関係各位に対してアレルギー相談センターの周知をお願いしたい。

(3) 喘息死ゼロ作戦について

喘息に関連した死亡は未だ年間2,500人程度を占めているが、この原因として患者側の認識不足や不定期受診等の問題、診療側の診療ガイドラインの利用度の問題等が挙げられている。これに対し喘息死ゼロを目指すため、かかりつけ医における診療ガイドラインの普及、患者カード携帯による患者自己管理の徹底、救急時対応等における病診連携の構築を図るなどの事業を、平成21年度も引き続き実施することとしており、平成19年10月に本事業の具体的な実施方法等を示した「喘息死ゼロ作戦の実行に関する指針」を策定し、通知したところであるので、都道府県にあつては積極的な実施をお願いしたい。

(4) 花粉症対策について

各都道府県等においては相談体制の整備等ご尽力いただいているところであるが、アレルギー疾患対策の方向性等に基づき、今年度も引き続き花粉症対策を適切に対応されたい。

5. 腎疾患対策

我が国における慢性腎不全による透析は年々増加傾向にあり、平成19年末には約27.5万人が透析療法を受け、透析を必要とする患者も年1万人以上のペースで増え続けている状況にある。また、腎不全による死亡は全疾患の中で8位となっており、新規透析導入患者等腎疾患患者の重症化を早期に防止することが急務である。

このような状況を踏まえ、昨年3月に腎疾患対策検討会において、今後の腎疾患対策を総合的かつ体系的に推進するため、「今後の腎疾患対策のあり方について」をとりまとめ、都道府県等に通知したところである。各都道府県においては、本報告書を踏まえ、今後の腎疾患対策を推進されるよう取組みをお願いする。

(1) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

CKDは、生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行えば、予防・治療や進行の遅延が可能な疾患である。しかし、患者数は極めて多く、腎機能異常に気付いていない潜在的なCKD患者の存在も推測されている。また、すべての患者に腎臓専門医が対応するのは困難であるため、腎臓専門医以外にもCKD患者の診療を担うかかりつけ医をはじめとする医療関係者等の人材育成が必要である。

このため、都道府県において連絡協議会を設置し、かかりつけ医、保健師等を対象とした研修を実施するとともに、患者等一般向けの講演会等を開催することにより、CKDに関する正しい知識の普及啓発等を図るための事業を平成21年度より実施することとしている。各都道府県においては、積極的な実施をお願いしたい。

(参考) 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業

実施主体 都道府県

補助率 国 1/2、都道府県 1/2

(2) 腎疾患に関する正しい情報の普及について

CKDについて、シンポジウムの開催等を活用し、正しい知識の普及啓発を図るための事業を実施することとしており、開催に際しては関係機関への周知等ご協力をお願いする。

難病対策の概要

難病対策については、昭和47年に定められた「難病対策要綱」を踏まえ各種の事業を推進している。

平成21年度予算案 1,587億円 (平成20年度予算額 1,530億円)

対策の進め方 事業の種類

[平成21年度予算案 137億円 (平成20年度予算額 59億円)]

(1) 調査研究の推進

厚生労働科学研究
 (難治性疾患克服研究) (健康局)
 (ヒトゲノム・再生医療等研究) (")
 (免疫アルビ-疾患予防・治療研究) (")
 (障害保健福祉総合研究) (障害保健福祉部)
 (子ども家庭総合研究) (雇用均等・児童家庭局)
 精神・神経疾患研究 (医政局国立病院課)

<難病対策として取り上げる疾患の範囲>

(1) 原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病

例：ペーチェット病、重症筋無力症、再生不良性貧血、悪性関節リウマチ

[平成21年度予算案 120億円 (平成20年度予算額 139億円)]

(2) 医療施設等の整備

国立精神・神経センター経費 (医政局国立病院課)
 重症難病患者拠点・協力病院設備(健康局)
 独立行政法人国立病院機構の医療機器整備等 (独法国立病院機構)
 重症心身障害児(者)施設整備 (")
 進行性筋萎縮症児(者)施設整備 (")

[平成21年度予算案 1,320億円 (平成20年度予算額 1,322億円)]

(3) 医療費の自己負担の軽減

特定疾患治療研究 (健康局)
 小児慢性特定疾患治療研究 (雇用均等・児童家庭局)
 育成医療 (障害保健福祉部)
 更生医療 (")
 重症心身障害児(者)措置 (")
 進行性筋萎縮症児(者)措置 (")

(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

例：小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全(人工透析対象者)

[平成21年度予算案 8億円 (平成20年度予算額 7億円)]

(4) 地域における保健医療福祉の充実・連携

難病特別対策推進事業 (健康局)
 難病相談・支援センター事業 (")
 特定疾患医療従事者研修事業 (")
 難病情報センター事業 (")

[平成21年度予算案 2億円 (平成20年度予算額 3億円)]

(5) QOLの向上を目指した福祉施策の推進

難病患者等居宅生活支援事業 (健康局)

主な具体的施策の概要

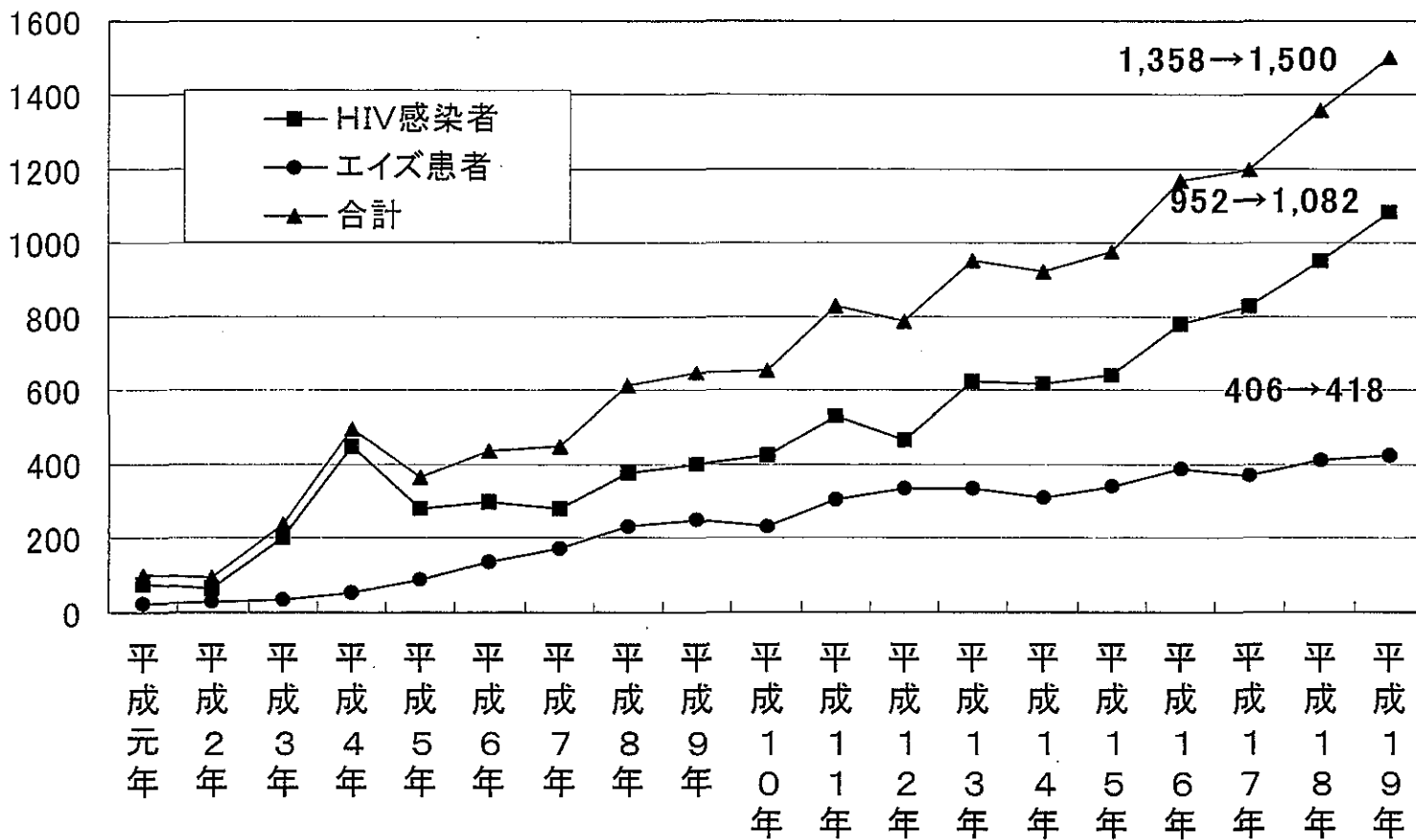
<p>普及啓発及び教育</p>	<p>《国が中心となる施策:一般的な普及啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV/エイズに係る基本的な情報・正しい知識の提供 ・ 普及啓発手法の開発、普及啓発手法マニュアル作成 <p>《地方自治体を中心となる施策:個別施策層に対する普及啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年、同性愛者への対応 <p>青少年エイズ対策事業/同性愛者等予防啓発事業</p>
<p>検査相談体制の充実</p>	<p>《国が中心となる施策:検査相談に関する情報提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV検査普及週間(毎年6/1~7)の創設 ・ 検査相談に係る情報提供体制の再構築 ・ 検査手法の開発、検査相談手法マニュアル作成 <p>《地方自治体を中心となる施策:検査・相談体制の充実強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性の高い検査体制の構築(平日夜間・休日・迅速検査等) ・ 年間検査計画の策定と検査相談の実施
<p>医療提供体制の再構築 (拠点病院375カ所)</p>	<p>《国が中心となる施策:新たな手法の開発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来チーム医療の定着 ・ 病診連携のあり方の検討→エイズ医療提供病診連携モデル事業の創設 <p>《地方自治体を中心となる施策:都道府県内における総合的な診療体制の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核拠点病院の整備を始めとした都道府県内における医療体制の確保 ・ 連絡協議会の設置等による各病院間の連携支援

施策の実施を支える新たな手法

- 普及啓発等施策の実施におけるNGO等との連携強化
- 関係省庁間連絡会議の定期的な開催による総合的なエイズ対策の推進
- 政策評価を踏まえた都道府県等に対する重点支援
→感染者・患者数の多い都道府県等(16地方公共団体)への重点的な連携
- 地方自治体の施策の実施状況の把握と情報提供
→エイズ施策評価検討会によるモニタリングの実施

近年のHIV感染者・エイズ患者の発生動向

エイズ患者・HIV感染者報告数



2007年エイズ動向委員会報告

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律概要

趣 旨

国の隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた被害の回復については、平成13年6月の「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の制定により、一定の解決が図られている。しかし、未だ未解決の問題も残されており、とりわけ、ハンセン病患者であった者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

そこで、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題（ハンセン病問題）の解決の促進に関し、基本理念等を定めるとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

基本理念等

- 1 ハンセン病問題に関する施策は、ハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。
- 2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、国立ハンセン病療養所等の入所者が、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 3 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 4 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

施 策

○国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

- ・国立ハンセン病療養所等における療養の確保
- ・国立ハンセン病療養所への再入所・新規入所の保障
- ・国立ハンセン病療養所における生活の保障
 - ①意思に反する退所、転所の禁止
 - ②医療・介護体制の整備
 - ③地域開放

○社会復帰の支援及び社会生活の援助

- ・国立ハンセン病療養所等からの退所希望者への退所準備金の支給
- ・退所者給与金及び非入所者給与金の支給
- ・国立ハンセン病療養所等及び一般の医療機関における退所者及び非入所者に対する医療体制の整備
- ・相談体制の整備

○名誉回復及び死没者の追悼

- ・国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等
- ・死没者の追悼のための必要な措置

○親族に対する援護

- ・国立ハンセン病療養所の入所者の親族で、当該入所者が入所したことによって生計が困難な状態にあるものへの援護の実施

そ の 他

- ・この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- ・らい予防法の廃止に関する法律の廃止その他関係法律の整理を行う。

今後のリウマチ・アレルギー対策について

◎これまでの取組による成果を踏まえてより総合的かつ体系的に実施

今後5年の重点的取組

自己管理可能な疾患を目指して

これまでの対策

相談体制

啓発・普及

診療ガイドラインの作成等

各種広報活動

リウマチ・アレルギー相談員養成研修会

研究の推進

免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業等

医療の提供

情報提供・相談体制

研究等の推進

かかりつけ医を中心とした医療提供体制の確立

- 身近なかかりつけ医-専門医療機関-集学的医療機関の連携体制の構築
- 診療ガイドラインの普及

人材育成

専門情報

自己管理修得法

- 教育資材等の作成

情報提供体制の確保

- HP等の活用

相談体制の確保

- リウマチ・アレルギー相談員養成研修会等

効果的かつ効率的な研究推進体制の構築

研究目標の明確化

医薬品の開発促進等

免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業等

慢性腎臓病(CKD)とは

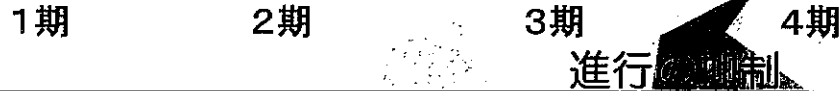
- ◆「蛋白尿などの腎障害の存在を示す所見」もしくは「腎機能低下」が3か月以上続く状態
- ◆脳梗塞・心筋梗塞等のリスクが上昇し、進行すると人工透析が必要となるなど、健康への重大な影響
- ◆透析患者の急増等により、世界的にCKDの重大性への認識が高まってきている
- ◆適切な治療や生活習慣の改善により、発症や重症化の予防が可能

慢性腎臓病(CKD)

<危険因子>

- ・糖尿病
- ・高血圧
- ・高齢
- ・膠原病 等

・徐々に腎機能が低下
 ・患者数 約600万人(3期以降又は蛋白尿)
 ・自覚症状が乏しい
 ・蛋白尿ある場合も
 ・心血管疾患のリスク高まる



人工透析患者数が増加するにつれて、透析患者の生活の質が低下している。透析患者の生活の質を向上させるためには、透析患者の生活の質を向上させる必要がある。

「腎疾患対策検討会」報告

普及啓発

- CKDの重要性・予防法等を幅広く普及啓発
- マスメディア、インターネット、保健指導の場などあらゆる機会を活用

医療連携体制

- かかりつけ医と専門医療機関との連携促進
- 保健指導・栄養指導の推進
- 地域における医療連携システムの構築の推進

診療水準の向上

- CKD診療ガイドラインの作成、かかりつけ医への普及
- 指導管理の技術の向上
- 糖尿病・循環器疾患等の治療との連携

人材育成

- 腎臓専門医の育成
- 専門医・かかりつけ医の資質向上
- 専門的な保健指導を行う保健師、看護師、管理栄養士等の育成

研究の推進

- 診療のエビデンス確立と実践の研究
- 病態解明と治療法開発に関する研究

生活習慣病対策
 健診による
 早期発見

人工透析対策
 資質向上
 設備整備
 医療費助成等
 臓器移植対策

従来からの施策

難病等の研究

臓器移植対策室

1. 臓器移植対策について

(1) 移植医療の普及啓発について

ア 臓器移植法においては、臓器提供の要件として、心停止下での腎臓及び眼球の提供を除き、本人が生前に臓器提供の意思を書面により表示していることを定めており（臓器移植法第6条第1項）、「臓器提供意思表示カード」や医療保険の被保険者証又は運転免許証に貼付することのできる「臓器提供意思表示シール」の普及を図ることが重要な課題となっている。（平成20年9月～10月に国家公務員共済及び地方公務員共済の全組合員（約400万人）に対し、シール及びパンフレットを配布したところ）

また、社団法人日本臓器移植ネットワークでは、①インターネットを活用してカードを普及することにより、カード所持者の一層の増加を図るとともに、②臓器提供に関する意思がより確実に確認されるようにすること、を目的として「臓器提供意思登録システム」が運用されている。

さらに、平成19年1月より、旧政管健保（平成20年10月から協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険））の被保険者証（被扶養者分を含め約3,600万枚）に臓器提供意思表示欄が設置されている。

しかしながら、平成20年9月に行われた内閣府の世論調査においては、臓器提供意思表示カード・シール等の周知度は7割程度、臓器提供希望者が4割以上である一方、カード・シール等の所持率は8%程度となっており、低迷している状況にある。

各都道府県におかれては、管轄下の市町村等（国民健康保険）や健康保険組合における医療保険の被保険者証のカード化及び被保険者証の更新時等、適当な機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、都道府県臓器移植コーディネーターとともに、これらのカード・シールの普及及び意思表示欄付きの被保険者証の周知について一層の御協力をお願いしたい。

また、臓器提供意思登録システムは、携帯電話でQRコードを読み込んで登録することが可能であり、その普及にも配慮いただければ幸いである。

カードの配布状況や移植の件数等の情報については、社団法人日本臓器移植ネットワークホームページ（<http://www.jotnw.or.jp>）又は、日本アイバンク協会ホームページ（<http://www.j-eyebank.or.jp>）を参照されたい。

イ 移植医療に関する広報については、各地方公共団体においても各種の活動に御尽力いただいているところであるが、国民への移植医療の理解を深めていくこと